

平成22年度事業計画

I 概論

1 評価事業の現況

平成20年4月より、高齢者医療確保法に基づく特定健診・特定保健指導の制度が施行された。

国は、中長期的な医療費適正化方策における政策目標として、生活習慣病有病者・予備群の25%減少（平成27（2015）年度）等を掲げたため、健診未受診者の確実な把握、保健指導の徹底、医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価といった観点から、地域保険の保険者である市町村国保や職域保険の保険者である被用者保険の保険者に実施が義務付けられ、その結果、保険者機能が大幅に強化されることになった。

現在、健診実施機関における検体検査データの質の担保として、健診実施機関の検体検査部門や再委託先の受託臨床検査センター等で、主な臨床検査項目に対する全国的な外部精度管理調査への参加が行われている。

また、特定健診・特定保健指導の制度の施行以前より、健診実施機関が加盟する関係団体による施設認定事業が複数実施されている。

2 基本方針

日本医学健康管理評価協議会（以下、「評価協議会」という。）は、厚生労働省の協力のもと、健診実施機関や保健指導実施機関が加盟する健診実施機関等関係団体が質の高い実施機関を育成するための各種支援を行う。

さらに、保健事業における新たな評価手法の開発や学術的評価について、評価協議会の自主的な事業として実施する。

国民の健康維持や生活習慣病予防の啓発のために、評価事業の結果の利用促進と評価事業の定着を図ることとする。

Ⅱ 各分野における事業計画

1 評価事業

(1) 健診

これまで健診実施機関関係団体では、加盟する健診実施機関の健診業務における質の向上のために認定/認証事業を推進してきたが、平成 20 年度から始まった特定健診・特定保健指導により、国は業務の外部委託に関する基準として「人員に関する基準」、「施設、設備等に関する基準」、「精度管理に関する基準」、「特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準」、「運営等に関する基準」を示した。

既存の認定/認証事業は、これらの基準を満たすべく評価体制の再構築が図られていることから、評価事業では主要な評価基準について各団体による相互承認を行い、広く健診実施機関の質の向上を支援する。

1) 認定/認証事業に対する相互承認事項の策定

現在実施されている、既存の認定/認証事業における各評価項目について収集・分析を行い、各団体による相互承認事項の策定を行う。

- ①既存の認定/認証事業における評価項目の実態調査
- ②評価項目における評価レベルの分類と相互承認事項の抽出
- ③相互承認事項における各団体の審査及び評価
- ④平成 22 年度相互承認事項の策定
- ⑤各団体による平成 23 年度相互承認事項の要求と取りまとめ（新規/廃止/修正の申し出があった場合は検討する）

2) 健診実施機関関係団体による相互承認協定の締結

平成 22 年度の健診実施機関関係団体による相互承認事項の了承と協定の締結を行う（公表）。

3) 健診の実施における業務等標準化の推進

現在実施されている、既存の認定/認証事業における健診実施機関の業務の継続性に関わる評価項目情報について収集と分析を行い、健診業務等の標準化に向けた提言の策定を行う。

- ①既存の認定/認証事業における評価項目情報のうち、健診事業の継続性に関するデータの抽出と分析
- ②業務の熟達度やコストパフォーマンスを指標とした標準化の検討
- ③健診実施機関における業務等標準化に向けた提言の策定と公表

4) 健診におけるデータの利活用に関する評価

平成 21 年度に実施された各種健診データの集積や分析、健診データの様々な利用状況の把握により、今後の健診データの利活用に関する取扱いのための基本指針を策定する。

- ①健診データの電子化された仕様に関する調査
- ②検査データ等の電子化された仕様に関する調査
- ③健診データの目的別利用状況の調査（行政、保険者、学術 等）
- ④健診データや検査データ等の電子化のための仕様に関する課題の検討
- ⑤健診データ取扱いのための基本指針の策定に向けた検討

(2) 保健指導

平成 20 年度から始まった特定保健指導は、特定健診の受診率の低迷等により現在まで業務委託による委託先事業者の実績が少ないため、平成 22 年度における保健指導の評価事業は、今後、複数年にわたり評価の検討を行うための初年度と位置付けることとする。このことから、平成 21 年度における保健指導業務の実施状況調査等を行い、今後の保健指導業務に関する評価のあり方を検討する。

1) 保健指導実施者に対する評価事例の収集と分析

保険者による実施主体が行う保健指導業務や委託先事業者による保健指導業務の評価事例の収集と分析を実施する。

2) 保健指導実施機関に対する評価事例の収集と分析

委託先事業者による保健指導業務の評価事例の収集と分析を実施する。

3) 保健指導の実施における業務等標準化の推進

保健指導実施者や保健指導実施機関に対する評価事例の収集と分析により、保健指導業務等における標準化のあり方の検討を行う。

4) 保健指導におけるデータの利活用に関する評価

国、都道府県、及び保険者が有する保健指導データの利活用の状況を把握して、今後の保健指導データの利活用に関するあり方の検討を行う。

2 調査・研究事業

(1) 健診

平成20年度から始まった特定健診では、電子的な標準仕様に基づく健診等データによる保険者への提出や、一般定期健康診断等からの健診データ取得により、国による特定健診等データの集積が行われているが、このデータ（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の主たる利用目的は、国及び都道府県による医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等である。

評価協議会の調査・研究事業は、健診実施機関の業務における質の向上のための支援を行うことを目的として、健診業務の実施状況調査や健診データの集積に係るデータベースの開発を行い、健診業務に関する研究のための基礎資料の作成と認定/認証事業における相互承認のためのデータベースを構築する。

1) 健診における実施状況の調査と実施率向上のための研究

- ①平成21年度における特定健診や各種健診（検診）の実施件数等の調査
- ②健診受診者、及び未受診に対する受診勧奨に関するアンケート調査等

2) 健診の実施における業務等標準化に関する研究

- ①既存の認定/認証事業における評価項目情報のうち、健診事業の継続性に関する評価項目データの抽出と、業務の熟達度やコストパフォーマンスを指標とした業務等の標準化に関する研究
- ②検査部門における内部精度管理、及び外部精度管理の実施状況の調査

3) 健診データの集積方法の開発と学術的評価の研究

- ①健診実施機関と保険者等の間におけるデータ伝送の正確性に関する研究
- ②健診データの集積や管理のためのデータベース開発
- ③健診データを用いた研究における第三者評価のあり方の検討

4) 健診実施機関の施設状況の調査と施設整備のあり方の研究

- ①健診実施機関の施設情報データの集積や管理のためのデータベース開発
- ②健診実施機関の施設情報を基にした、施設整備のあり方の研究

5) 健診実施機関の経営状況の調査と経営改善手法の研究

- ①健診実施機関の財務分析調査と経営環境に関する調査
- ②健診実施機関の経営上の課題の抽出と改善手法に関する研究

(2) 保健指導

平成 22 年度の調査・研究事業では、平成 21 年度における保健指導業務の実施状況調査等を行い、今後の保健指導業務に関する研究のための基礎資料を作成する。

1) 保健指導における実施状況の調査と実施率向上のための研究

平成 21 年度における特定保健指導の実施件数等の調査を行う。

2) 保健指導の実施における業務等標準化に関する研究

保健指導実施者や保健指導実施機関に対する評価事例の収集を行う。

3) 保健指導データの集積方法の開発と学術的評価の研究

- ①保健指導実施機関と保険者等の間におけるデータ伝送の正確性に関する研究
- ②保健指導データの集積や管理のためのデータベース開発
- ③保健指導データを用いた研究における第三者評価のあり方の検討

4) 保健指導実施機関の施設状況の調査と施設整備のあり方の研究

- ①保健指導実施機関の施設情報データの集積や管理のためのデータベース開発
- ②保健指導実施機関の施設情報を基にした、施設整備のあり方の研究

5) 保健指導実施機関の経営状況の調査と経営改善手法の研究

- ①保健指導実施機関の財務分析調査と経営環境に関する調査
- ②保健指導実施機関の経営上の課題の抽出と改善手法に関する研究

(3) その他

健診実施機関や保健指導実施機関を対象とした調査・研究以外に、広く保健事業の円滑な実施のために必要な調査・研究を行う。

1) 地域・職域における円滑な保健事業の推進に関する調査研究

2) 健診（検診）の円滑な共同実施に関する調査研究

3 その他

(1) 健診（検診）や保健指導に関する国民への普及と啓発

国や健診等の実施主体に対する普及啓発事業の働きかけ、及び評価協議会のホームページ等による国民への情報提供を行う。

(2) 健診（検診）や保健指導に関するセミナーやイベントの開催

自治体や保険者に対して医学的な健康管理に関するセミナーを、主催又は共催により開催する。また、地域保健活動における健診等の受診促進イベントを、主催又は共催により開催する。